## 町が整備する公共建築物の木造化推進基準

建築物の用途		建築物の規模(1棟当たりの延べ面積)				
		3,000㎡以下			3,000m²超	
		高さ13m以下かつ軒高 9m以下	高さ13m超または軒高9m超			木材の使用条件
			2階建て以下	3階建て	【各建築物共通】	
学校		3階建て以下のものは、木造(用途に供する床面積の合計が2,000㎡以上、又は3階を用途に供するものは準耐火建築物)とする。	必要な防火措置を行い 木造 (用途に供する床 面積の合計が2,000㎡ 以上のものは準耐火建 築物)とする。	必要な防火措置を行い 木造 (準耐火建築物) とする。	3階建て以下のものは、延焼を防止する防火壁等で有効に区画し、かつ合計をそれで高調の合計をそれでれ、3,000㎡以内をする措置や、必要な防火措置を行い木造とす	次の全ての条件を満 たすこと。ただしち 殊な用途に用いるも の等でこの条件でも 人手が困難な場合を 除く。 ①合法性、持続可能
保健福祉施設 (保健福祉センター等)			必要な防火措置を行い 木造(2階部分が300	_	<ul><li>※2階建て以下で、2 階部分が、200㎡未満</li></ul>	性が証明された木材
医療施設	入院施設あり	300㎡以上のものは準 耐火建築物)とする。	㎡以上のものは準耐火 建築物)とする。		のものに限る。	②北海道内で生産し 加工されたことが証 明された木材
(病院、診療所等)	入院施設なし	2階建て以下のもの は、木造とする。	必要な防火措置を行い 木造とする。	_	※2階建て以下のもの に限る。	③JAS製品
運動施設 (体育館等)		3階建て以下のもの は、木造 (用途に供す る床面積の合計が 2,000㎡以上、又は3 階を用途に供するもの は準耐火建築物)とす	必要な防火措置を行い 木造 (用途に供する床 面積の合計が2,000㎡ 以上のものは準耐火建 築物)とする。	必要な防火措置を行い 木造 (準耐火建築物) とする。		
社会教育施設 (図書館等)		3階建て以下のもの は、木造(用途に供す る床面積の合計が 2,000㎡以上、又は3 階建てのものは準耐火 建築物)とする。	必要な防火措置を行い 木造 (用途に供する床 面積の合計が2,000㎡ 以上のものは準耐火建 築物)とする。	必要な防火措置を行い 木造 (準耐火建築物) とする。		
集会場		2階建て以下で客席が 200m <sup>2</sup> 未満のものは、木 造とする。	客席が200m <sup>3</sup> 未満のものは、必要な防火措置を行い木造とする。		※2階建て以下で客席 が200㎡未満のものに 限る。	
町営住宅職員住宅		3階建て以下のものは、木造(2階部分が、300㎡以上のもの、又は3階を用途に供するものは準耐火建築物)とする。	必要な防火措置を行い木造(2階部分が300m² 以上のもの、又は3階を用途に供するものは準 耐火建築物)とする。			
庁舎 研修所		3階建て以下のもの は、木造とする。	必要な防火措置を行い 木造とする。	必要な防火措置を行い 木造 (準耐火建築物) とする。		
宿泊施設 (研修宿泊所等)		2階建て以下のもの は、木造(2階部分が 300m <sup>2</sup> 以上のものは準耐 火建築物)とする。	必要な防火措置を行い 木造 (2階部分が300 ㎡以上のものは準耐火 建築物)とする。	_	※2階建て以下のもの に限る。	
倉庫		3 階建て以下で3 階部分の床面積の合計が200㎡未満のものは、木造 (1,500㎡以上のものは準耐火建築物) とする。			※3階部分は、200㎡ 未満のものに限る。	

- (1) 上記以外の施設でも積極的に木造化を検討する。
- (2) 防火地域及び準防火地域であって、木造化が困難な場合は除く。
- (3) 防災・保安上の理由等から木造化が困難な場合は除く。
- (4) 本表の適用に当たっては、地域材の利用に関する利用者のニーズや付加価値等を十分考慮したうえで、建設コスト及び維持管理コストを総合的に判断し、地域材の利用に努めるものとする。
- (5) 建築基準法に基づく所定の防火措置を講じるものとする。
- (6) 建築物の規模のうち、3,000㎡超の取扱いは各建築物共通とし、建築物の用途によって取扱いが異なる部分は斜体の文字で示すとおりとする。